

# みずほレポート

2003年11月4日発行

企業結合会計  
～最近の国際的潮流  
とは一線～

本誌に関するお問い合わせは  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話（03）3201-0517 まで。

## 要旨

1. 2003年8月1日、企業会計審議会は「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書 - 公開草案 - 」を公表した。
2. 企業結合会計は、合併、株式交換など、企業結合の法的形式を問わず包括的に対象取引とするもので、独立企業同士の結合だけでなく、ジョイント・ベンチャーの形成や共通支配下の取引（親子会社の合併など）も対象となる。企業会計審議会は、この会計基準を2006年4月1日以降開始事業年度から適用することを求めている。
3. 企業結合の代表的な会計処理方法には、持分プーリング法とパーチェス法がある。米国基準や国際会計基準は、持分プーリング法の廃止と、パーチェス法を適用した際に生じるのれんの非償却資産化を打ち出しているが、わが国の公開草案では、持分プーリング法を存続するとともに、のれんを償却資産として取り扱う方針が示された。すなわち、結合の対価が議決権付普通株式である、結合後の議決権比率が50:50の上下おおむね5パーセントポイント以内、以外の支配関係を示す一定の事実がない（役員数等）、の3要件を満たす企業結合については「持分の結合」と判定して持分プーリング法を適用し、結合当事企業の資産、負債および資本を簿価で引き継ぐ処理を行う。一方、持分の結合と判定されなかったものは「取得」と判定し、パーチェス法を適用する。この場合、取得した資産、負債は時価で受け入れ、のれん（または負ののれん）については20年以内に規則的に償却することになる。
4. 持分プーリング法を存続させた今回の公開草案は、企業結合には、ある企業が他の企業の支配を獲得する「取得」と、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは判断できない「持分の結合」という、異なる経済的実態が存在するという基本的認識に立脚している。また、のれんの定時償却は、のれんの価値は通常、競争の進展に伴い減価することや、のれんを非償却資産とすると追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなってしまう点などが考慮されて導き出された結論である。
5. 公開草案は、対等合併の精神を強調することの多いわが国の企業風土に配慮したものであり、持分プーリング法の廃止に代表される、最近の海外における議論の流れとは一線を画すものである。ただし、過去10年間に行われた公開会社同士の結合に公開草案の議決権比率の要件を当てはめてみると、50:50 プラスマイナス5以内を満たすものは全体の1割弱にとどまっており、実質的には持分プーリング法を適用できるケースは極めて限定されていることが分かる。
6. 会計基準の国際的な統一化に否定的と批判されることの多いわが国にとって、諸外国の理解を得るためにも、今後の情報発信のあり方がますます重要な意味を持つことになろう。

（政策調査部 山本 均）

## 目次

1. はじめに	1
2. 基準検討の背景	1
3. 企業結合の会計処理に関する概論	2
(1) 主要な会計処理方法	2
(2) 持分プーリング法とパーチェス法の選択に関わる会計上の問題	4
4. 最近の国際的な動向	4
(1) 米国の企業結合会計	4
(2) 国際会計基準（国際財務報告基準）の企業結合会計	5
5. わが国の公開草案の内容	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 取得と持分の結合	7
a. 判定に関わる3要素	7
(a) 対価の種類	7
(b) 議決権比率	8
(c) 議決権比率以外の要件	8
b. ジョイント・ベンチャーの形成の判定	9
(3) 取得の会計処理	10
a. 取得企業の決定方法	10
b. 取得原価の算定と配分方法	11
c. のれんの会計処理	12
(4) 持分の結合の会計処理	13
a. 資産、負債、資本の引き継ぎ	13
b. 結合年度の連結財務諸表等	13
c. ジョイント・ベンチャーの形成	14
(5) 共通支配下の取引等の会計処理	16
(6) 開示	16
(7) 実施時期	18
6. おわりに	18

## 1. はじめに

2003年8月1日、企業会計審議会は「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書 - 公開草案 - 」を公表した。

企業結合会計は、2000年5月の企業会計審議会総会で審議事項として新たに取り上げられ、2000年9月から審議が進められてきた（図表1）。今後は、草案に対する意見の検討など、会計基準確定に向けた手続きが進められるとともに、企業会計基準委員会で適用指針の検討が開始されることとなる。

本稿では、企業結合に係る会計基準が検討されることになった経緯と、公開草案の内容について概観する。

**図表 1：企業結合会計を巡る企業会計審議会の動き**

2000.5.12	企業会計審議会総会で企業結合会計について幅広い観点から審議を行うことを決定
2001.7.6	「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表
2003.8.1	「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書 - 公開草案 - 」を公表

## 2. 基準検討の背景

近年、わが国では企業活動のグローバル化に対応して、合併制度の合理化・簡素化、純粋持株会社の解禁、株式交換・移転制度の新設、会社分割制度の創設など企業再編法制的整備が進められ、これらの制度を用いた企業結合が活発に行われるようになってきている。

これに対し、連結財務諸表原則を除けば企業結合に適用すべき会計処理基準は明確でなく、実務においては商法の規定に従う範囲内で幅広い会計処理が行われている。すなわち、商法では合併や株式交換・移転、会社分割制度の会計処理に関し、重要な点についてのみ規定が設けられているに過ぎず、実際の会計処理にあたっては経営者の裁量が働く余地が大いに存在している。例えば合併を行った場合には、純資産額の評価に関する明文の規定がないため、承継資産を時価以下の範囲において任意に評価替えすることも、被合併会社の留保利益をそのまま引き継ぐこともできると解されているほか、資本についても、増加額をすべて資本金や資本準備金にする方法や、被合併会社の留保利益をそのまま引き継ぐ方法などから選択することが認められている。

このように会計処理基準が整備されていない状態では、経済的実態が同一であっても、企業結合の法的形式が異なるごとに別々の会計処理が行われる可能性があり、かねてより問題視されてきた。例えば、企業買収に関して、株式を100%取得して子会社とする場合と、吸収合併した場合では、両者の経済的実態は同一である。しかし、前者の場合には連結財務諸表原則が適用されて子会社の資産が取得時の時価で評価される一方、後者の場合には被合併会社の帳簿価額を引き継ぐことができるため、異なった会計処理が行われる可能性が指摘されている。

また、連結財務諸表と個別財務諸表との間で不整合が生じる可能性もある。親会社が連結子会社を合併する場合に、受入資産に含まれる未実現利益を消去しないで子会社の帳簿

価額を引き継ぎ、連結財務諸表においても個別財務諸表上の会計処理を修正しない場合や、受け入れた資産について連結上認識されていなかった評価益を計上する可能性があるが、こうしたケースでは合併と同時に未実現損益が実現したかのような処理がなされることになってしまう（図表2）。

**図表 2：連結子会社を合併する場合の会計処理の一例**

	A 社	B 社	連結	合併後
(子会社株式以外の) 資産	1500	300	1800	2400
子会社株式	500	0	0	0
資産合計	2000	300	1800	2400
負債合計	1200	400	1600	1600
資本金	800	500	800	800
利益剰余金	0	600	600	0
負債・資本合計	2000	300	1800	2400

B 社は A 社の 100% 出資子会社。

B 社の土地（簿価 100、時価 1000）には多額のみ含み益があったため、合併に際し、B 社資産（簿価 300）を 900 で受け入れ、B 社の欠損金を帳消しにした。

連結の理念から考えれば、100% 出資子会社を合併しても会計的には何ら変更が生じないのが自然であるが、会計慣行が未成熟な現状では、このような場合において評価益を計上しても特に問題とされない。

現在の方法にはこうした問題が存在することから、経済的実態が同様の取引については同一の会計処理がなされるように「企業結合に係る会計基準」の設定が強く求められている。

### 3. 企業結合の会計処理に関する概論

#### (1) 主要な会計処理方法

企業結合における代表的な会計処理方法には、持分プーリング法とパーチェス法がある。持分プーリング法は、いずれの結合当事企業においても、持分が継続しているという意味

で企業の継続性が断たれておらず、企業結合によって投資のリスクは変質しても、その変質によっては個々の投資のリターンは実現せず、それゆえ資本の額も変わらないという考え方である。この考え方に基づき、持分プーリング法では資産・負債を結合前の帳簿価額のまま引き継ぐ処理が行われる。

一方、パーチェス法は、企業結合による包括継承を、事業を単位とした一括購入とみなす考え方である。この考え方に基づき、パーチェス法では資産・負債の取得原価を取得時の公正価値で測定することになる。

このように持分プーリング法は「持分の継続」を常に優先する考え方であり、パーチェス法は「事業の取得」を常に優先する考え方である。また、持分プーリング法が企業（または事業）の株主（または持分保有者）の視点に立つ一方、パーチェス法は企業の視点に立った処理方法と言うこともできる。

なお、持分プーリング法やパーチェス法のほかにも、すべての結合当事企業を結合時の時価で評価替えるフレッシュ・スタート法という考え方もある。フレッシュ・スタート法は結合当事企業が結合後の企業に拠出するという想定が根拠とされることも多いが、現在のところこの会計処理方法はいずれの国においても採用されていない。

これら3つの方法を比較すると、以下のように要約される（図表3）。

**図表 3：主要な会計処理方法（比較表）**

視点	持分プーリング法	パーチェス法	フレッシュ・スタート法
持分が継続しているとみなされる当事企業	すべての当事企業	取得企業のみ	ない
適用可能な取得対価の性質	株式のみ	あらゆる対価	あらゆる対価
結合時に当事企業の資産・負債の評価替えを行うか	全く行わない	被取得企業に限って行う	すべての当事企業について行う
資産・負債の評価替えによりのれんを認識するか	認識しない	原則として認識するが、認識されない場合もある	認識する方法と認識しない方法がある
当事企業の利益剰余金を引き継ぐか	すべての当事企業について引き継ぐ	取得企業に限って引き継ぐ	全く引き継がない
当事企業の結合日前当期損益を引き継ぐか	すべての当事企業についてすべて引き継ぐ	取得企業に限ってすべて引き継ぐ	全く引き継がない

（資料）企業会計審議会「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」

## (2) 持分プーリング法とパーチェス法の選択に関わる会計上の問題

ある企業結合について、会計処理を持分プーリング法で行うか、パーチェス法で行うかは、主として次に述べる 2 つの理由により結合後の損益を大きく異なるものとするため、会計上極めて重要な問題となる。

パーチェス法によれば、被取得企業の資産が時価評価され、結合後における資産の売却原価や減価償却費が評価替え後の価額に基づいて計算されることになる。そのため、被取得企業の資産に含み益がある場合には、持分プーリング法を採用した場合よりも結合後の損益が少なく算定されることになる。

パーチェス法で認識されるのれんは、結合後一定期間内の償却を求められる場合も多い<sup>1</sup>ため、持分プーリング法に比べ結合後の損益が少なく算定されることになる。

このように持分プーリング法とパーチェス法では重要な差異があるため、米国の旧会計原則（会計原則審議会（APB）意見書第 16 号、第 17 号）では 12 個の要件が設定され、その要件をすべて満たす企業結合には持分プーリング法が、1 つでも欠ける場合にはパーチェス法が使用されることになっていた。すなわち、1 つの企業結合について結合当事企業が 2 つの方式からどちらかを選択適用することは禁じられていた。

## 4. 最近の国際的な動向

企業結合の会計処理にあたり、持分プーリング法とパーチェス法という 2 つの異なる方法を使い分けるやり方に対して、最近では会計処理方法を 1 つに限定しようとする動きが見られる。特に、その動向が世界に大きな影響力を持つ米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）が持分プーリング法の廃止、パーチェス法への一元化に向けた議論を進めており、米国では既に企業結合の会計処理方法がパーチェス法に統一されている。

### (1) 米国の企業結合会計

米国では従来、旧会計原則のもと 12 個の要件に基づき持分プーリング法とパーチェス法の使い分けがなされてきた。しかし、どちらを当てはめるべきか判定が困難な場合が少なくなく、類似の取引について全く異なる 2 つの会計処理を併存させることに対し財務情報の比較可能性の観点から批判が強まっていた。また、会計原則を適用するに際しても持分プーリング法の乱用が問題視され、会計ルールの不備を指摘する声が高まっていた。こうした議論を背景に、FASB は 1996 年に企業結合プロジェクトを発足させ、会計基準の見直しを始めることになった。

持分プーリング法の乱用は、「持分プーリング法の買収」とも呼べる状況を伴うものであった。ベンチャー企業の買収においては、のれんの償却負担が発生しない持分プーリン

<sup>1</sup> 後述するように、2001 年 6 月に発表された米国の新基準でのれんは非償却資産とされた。同様にIASBの公開草案ものれんの償却を禁止している。

グ法で処理する方が取得企業にとって望ましい場合が多く、パーチェス法が適用されれば買収のメリットは限られたものとなるため、取得企業は旧会計原則の12個の要件をすべて満たすように買収条件に手を加える傾向があった。条件の調整には買収価額の引き上げが含まれることが通常であったため、被取得企業も提案を受け入れ、結果として持分プーリング法の適用に協力するという実態が数多く存在していた。

FASBはその後、1999年9月に公開草案を発表した。これは持分プーリング法を禁止してパーチェス法に一本化するとともに、のれんの償却期間を40年から20年に短縮することを骨子とするものであった。しかし、草案に対する産業界の反発は極めて強く、2000年3月と6月に米国議会上・下両院で公聴会が開催されるなど政治的な問題にまで発展した。背景には、新基準が導入されれば、当時、空前の好況期にあった米国経済を支えるM&Aが沈静化するとともに、株高基調に悪影響が及び、ベンチャー企業の活動にも支障が生じるとの懸念があった。

政治的圧力にさらされたFASBは、業界団体から提出された代替案を受け入れ、2001年2月に新しい公開草案を発表した。この新しい公開草案は、一般公聴会を経て同年6月に正式な会計基準として決定された（FASB基準書第141号、第142号）。

このFASB基準書第141号では、持分プーリング法が廃止され、企業結合の会計処理方法はすべてパーチェス法によることが定められた。これにより、たとえ、いずれが取得企業であるか容易に判断できない企業結合であっても、結合後の議決権比率や役員の構成などを考慮して、結合当事企業のうちいずれか1つを取得企業と認定することとされた。この規定は2001年6月30日より後に開始するすべての企業結合に適用されるとともに、同年7月1日以後にパーチェス法を使用して会計処理するすべての企業結合に適用されている<sup>2</sup>。

また、FASB基準書第142号により、のれんは非償却資産として扱われることとなった。すなわち、のれんの規則的償却が禁止される代わりに、每期減損のテストを実施したうえで、価値が減損している場合には減損処理をすることが義務付けられた<sup>3</sup>。この規定は2001年12月15日以後開始する事業年度から適用されている<sup>4</sup>。

## (2) 国際会計基準（国際財務報告基準）の企業結合会計

IASBも同様に企業結合に係る会計基準の見直しを進めており、2002年12月に国際財務報告基準（IFRS）公開草案第3号「企業結合」および国際会計基準（IAS）第36号「資産の減損」、第38号「無形資産」の改定案を発表した。

---

<sup>2</sup> ただし、FASB基準書第141号は、2つ以上の非営利団体の結合、非営利団体による営利目的企業の買収、2つ以上の相互会社の結合には適用されない。

<sup>3</sup> なお、持分法適用上ののれん相当額についても規則的償却が禁止され、減損会計で対応することとされている。

<sup>4</sup> FASB基準書第142号は、その事業年度に係る最初の財務報告がなされていないことを条件に、2001年3月15日以後開始する事業年度からの早期適用も認められていた。

現行の IAS 第 22 号「企業結合」ではパーチェス法が基本とされ、持分プーリング法の適用は取得企業を識別できない極めて例外的な企業結合の場合に限って認められている。すなわち、結合当事企業の議決権付普通株式の事実上ほとんどすべてが交換またはプールされる、一方の企業の公正価値が他方の企業のそれと大きく異ならない、いずれの企業の株主も、結合後において、結合後企業に対し結合前と相対的に同様の議決権および持分を維持する、という 3 つの要件をすべて満たしたうえで、かつ結合当事企業が取得企業を識別できないことを立証できる場合に限られると解釈されている。

公開草案ではこれが一歩進められ、持分プーリング法を廃止してパーチェス法に一本化することが提案された。のれんについても現在は 20 年を限度として償却を行うこととされているが、公開草案ではのれんの償却を禁止し、毎期減損のテストを実施することとされた。

## 5. わが国の公開草案の内容

わが国の企業結合会計基準の公開草案は、米国基準や国際会計基準が持分プーリング法を廃止し、のれんを非償却資産にしようとする流れのなかで発表された。しかし、わが国の公開草案は、こうした国際的風潮とはやや様相の異なるものとなっている。

### (1) 基本的な考え方

公開草案によれば、企業結合とは「ある企業と他の企業または企業を構成する事業とが 1 つの報告単位に統合されること」と定義され<sup>5</sup>、一般的には「連結財務諸表原則」にいう他の会社の支配の獲得も含む概念である。企業結合会計では、合併、株式交換等の法的形式を問わず企業結合が包括的に対象取引とされるため、独立企業同士の結合のみならず、ジョイント・ベンチャーと呼ばれる企業体を形成する取引や、共通支配下の取引（親子会社の合併等）も対象となる<sup>6</sup>。さらに、株式移転による持株会社の設立や新設分割による子会社の設立など、企業集団内における企業再編のうち企業結合に該当しない取引についても、本基準のもと、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて帳簿価額により移転価額を認識する処理が行われる。

公開草案は、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在するとの基本認識に立脚して策定されている。すなわち、「取得」に対しては、ある企業が他の企業の支配を獲得するという経済的実態を重視し、新規に投資を行う場合と同様、交付する現金や株式などを取得価額として、受け入れる純資産を評価するパーチェス法を採用する。一方、「持分の結合」に対しては、いずれの結合当事企業の持分も継続が断たれておらず、いずれの結合当事企業も他方の支配を獲得していないという点に注

<sup>5</sup> ジョイント・ベンチャーの形成には、ある企業を構成する事業と他の企業を構成する事業が統合される共同新設分割による場合も含まれるため、より厳密に言うならば、「ある企業またはある企業を構成する事業と他の企業・・・（以下同じ）」ということになる。

<sup>6</sup> 一方、米国基準や国際会計基準では、ジョイント・ベンチャーの形成や共通支配下の取引は、企業結合会計基準の適用対象に含まれていない。

目し、持分プーリング法を用いる。これは個々の投資のリターンは実現していないと見るもので、非貨幣財同士の交換を会計処理する際に用いられている実現概念と共通するものである。

なお、フレッシュ・スタート法については、新設合併のようにすべての結合当事企業がいったん解散し、すべての株主持分が清算されたうえで、新たに設立された企業へ拠出するという経済的実態が必要であるとの認識が示されたものの、諸外国においてもこの方法を適用することが適切と考えられる事象やその根拠が定まっていないことを勘案し、現時点では採用しないこととした。ただし、諸外国において企業結合の会計処理方法として採用された場合などには、わが国でも採用の要否を検討する必要があるとしている。

## (2) 取得と持分の結合

### a. 判定に関わる3要素

「取得」と「持分の結合」とは異なる経済的実態を有しているものの、持分の継続・非継続それ自体は相対的な概念であり、具体的に明確な事実として観察することが困難な場合が多いと考えられる。そこで、公開草案では、次の3要件を満たす場合に「持分の結合」と判定し、持分の結合と判定されなかったものを「取得」と判定することにした(図表4)。

これら3つの要件は並列関係にあるのではなく、はの、はの判定に進むための必要条件となる。すなわち、これら3要件が総合的に判断されるのではなく、1つの要件が満たされない場合は次の要件に進むことなく取得と判定される。

**図表 4：持分の結合と判定されるための3要件**

企業結合に際して支払われた対価の種類が議決権付普通株式であること
結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと
議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと

(資料) 企業会計審議会「企業結合に係る会計基準(案)」

### (a) 対価の種類

企業結合に際して支払われる対価の種類は、現金等の財産と結合企業の株式とに大別できるが、現金等の財産を対価として被結合企業の株式を取得した場合には、明らかに被結合企業の株主の持分が継続していない。このため、株式を対価とするもの以外は、すべて「取得」としてパーチェス法が適用される。

また、形式的には株式を対価とした場合でも、交付株式を償還する取り決めがある場合などは、現金等の財産を対価とする場合と実質的に等しいとみなし得る。そこで、以下の7つの要件をすべて満たした場合に限り、対価の種類が議決権付普通株式であると認められることとした。

結合は、単一の取引で行われるか、または、原則として、1事業年度内に取引が完了すること。

事実上すべての議決権付普通株式同士が交換されること。

交付株式の議決権の行使が制限されないこと。

結合日において対価が確定していること。

交付株式の償還・再取得の取り決めがないこと。

株式の交換を事実上無効にするような結合当事企業の株主の利益となる財務契約がないこと。

結合の合意成立の1年前から当該結合目的で自己株式を取得していないこと。

#### **(b) 議決権比率**

本項の議決権比率と次項の議決権比率以外の要件は、企業結合に伴って支配・被支配の関係が生じたときは、支配される側の持分はそこで継続を断たれるとの考えに基づいて設定されている。

「結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しい」とは、結合当事企業が2社の場合であれば、厳密には議決権比率が50:50になることを意味するが、公開草案では、実務的な配慮から、上下おおむね5パーセントポイントの幅を持たせている。

結合当事企業が3社以上である場合には、議決権比率が最上位の企業の議決権比率を基準とし、他の企業の議決権比率を、結合当事企業が基準となる企業を相手とする2社である場合の比率にそれぞれ還元したうえで比率が等しいかどうかを判定する。ここで、最上位の企業と議決権比率が等しいと判定された企業が1社でも存在すれば、等しいと判定されなかった他の企業も含め、議決権比率で見ると持分が継続しているとみなされる。

議決権比率が等しいと判定されなければ、議決権比率の大きい側の株主が支配を獲得し、小さい側の株主の持分は継続が断たれたとみなされ、パーチェス法が適用される。

#### **(c) 議決権比率以外の要件**

議決権が等しいと判定された場合であっても、それ以外の要因により支配・被支配の関係が認められるときがある。

公開草案では支配関係を示す一定の事実として次の4つの事例が挙げられており、そのいずれにも該当しない場合に支配関係を示す一定の事実が存在しないこととされた。

なお、結合当事企業が3社以上の場合には、議決権比率が最上位の結合当事企業と議決権比率が等しいと判定されたすべての結合当事企業について判定手続きを実施することになる。

いずれかの結合当事企業の役員もしくは従業員である者またはこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）の構成員の過半数を占めていること。

重要な財務および営業の方針決定を支配する契約などにより、いずれかの結合当事企業の株主が他の結合当事企業の株主より有利な立場に立っていること。

結合日後 2 年以内にいずれかの結合当事企業の大部分の事業を処分する予定があること。

結合の対価として交付する株式の交換比率が当該株式の時価に基づいて算定した交換比率と一定以上乖離し、多額のプレミアムが発生していること。

これらの判定事由によって、結合当事企業の一方が支配を獲得していないと判定された場合には、この企業結合は持分の結合として持分プーリング法が適用される。他方、一方が支配を獲得していると判定された場合には、取得としてパーチェス法が適用されることになる。

#### **b. ジョイント・ベンチャーの形成の判定**

公開草案によれば、ジョイント・ベンチャーは、「複数の独立した企業により共同支配される企業であって、いずれの企業も単独ではその支配を獲得しないもの」と定義され、ジョイント・ベンチャーの形成は持分の結合として扱われる。

わが国では、いわゆるジョイント・ベンチャーは合弁会社とも呼ばれ、共同新設分割による新会社の設立や、子会社同士の合併など種々の形式が取られている。これらが公開草案にいうところのジョイント・ベンチャーの形成に該当するか否かを判定することが必要になる。

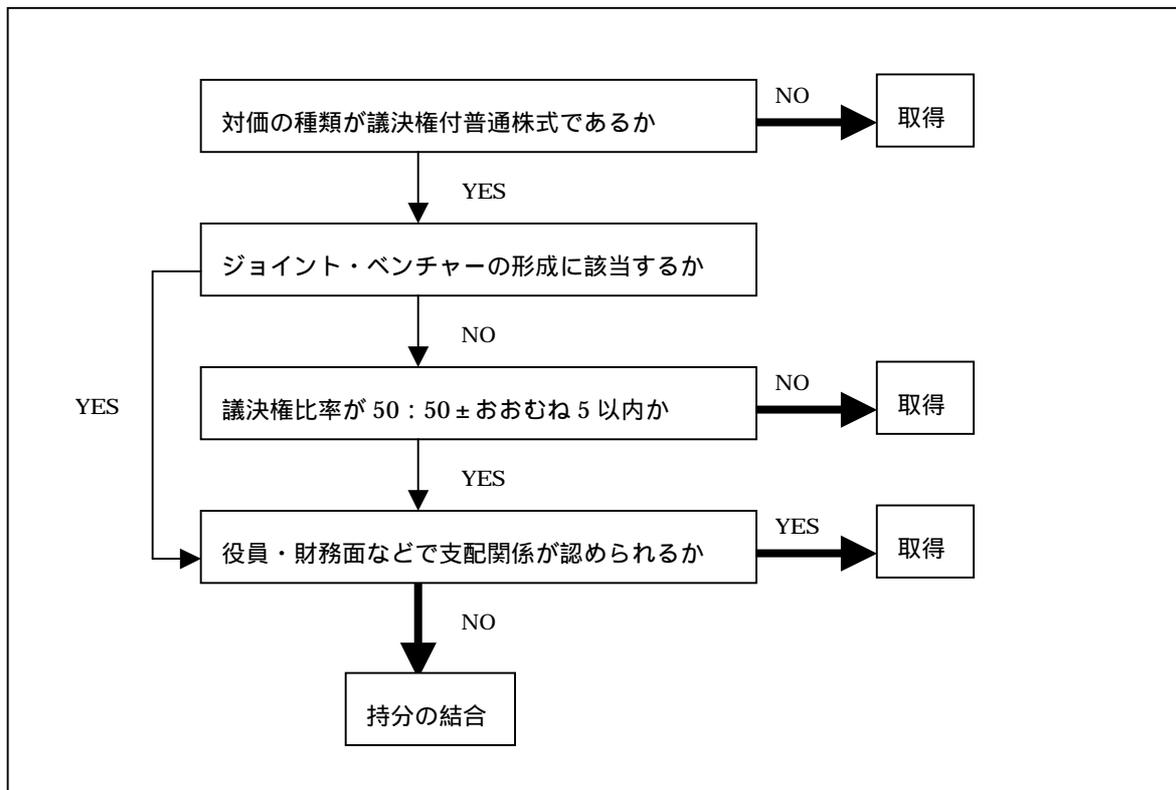
これらの取引は、通常、共同支配であることが契約などから明らかであるため、上記の判定にあたっては議決権比率による判定は行わず<sup>7</sup>、対価の種類および、議決権比率以外の要件による判定を行う。その結果、結合当事企業の一方が支配を獲得していると判定された場合には、この結合は公開草案でいうジョイント・ベンチャーの形成には該当せず、取得としてパーチェス法が用いられることになる。

以上をまとめると、取得と持分の結合の判定手順は次の通りとなる（図表 5）。

---

<sup>7</sup> 「会社分割に関する会計処理」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第 7 号）では、共同新設分割の場合において、保有する株式数が著しく異なることを「リスクと便益の継続的な共有に係る判定基準」としており、議決権基準が採用されている。このため、公開草案が実施されれば、現行の処理と異なる結果となる場合が想定され得る。

図表 5：取得と持分の結合の判定フローチャート



### (3) 取得の会計処理

#### a. 取得企業の決定方法

パーチェス法では、被取得企業の資産・負債を取得時の公正価値で評価する一方、取得企業の資産・負債は帳簿価額をそのまま引き継ぐことから、どの当事会社を取得企業とみなすかによって、会計処理の結果が大きく異なることになる。

公開草案によれば、取得企業の決定は、取得と持分の結合とを識別する基準と整合的に行われる。まず、対価の種類で取得と判定された場合には、対価を支出した企業が取得企業となる。次に、議決権比率の判定で取得と判定された場合には、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業が取得企業となる。最後に、議決権比率以外の要件の判定で取得と判定された場合には、支配を獲得した結合当事企業が取得企業となる。結合当事企業が 3 社以上ある場合には、議決権比率が最上位の結合当事企業と議決権比率が等しいと判定されたすべての結合当事企業について判定手続きが実施され、取得企業が決定される。

法律上存続する会社が議決権付普通株式を交付するものの、法律上消滅する会社の株主が合併後、存続会社の議決権総数の過半数を保持する場合（いわゆる「逆取得」と呼ばれる場合）においては、企業結合会計上は消滅会社が取得企業に該当する。このような場合、議決権付普通株式を交付した企業と企業結合会計の取得企業は異なることになる。商法では、存続会社のすべての資産・負債を時価評価することは認められないと解釈されている

ため、逆取得の場合には連結財務諸表上は消滅会社を取得企業としてパーチェス法を適用するものの、個別財務諸表上では持分プーリング法に準じた処理を行うことになる。

また、株式交換において、完全子会社が取得企業になる場合も逆取得に該当する。このような場合には、完全親会社の連結財務諸表では、完全子会社を取得企業としてパーチェス法を適用することになる。

さらに、株式移転による共同持株会社設立の場合にパーチェス法を適用する場合においては、完全子会社の1つを取得企業として処理することになる。

#### **b. 取得原価の算定と配分方法**

取得と判定された企業結合における取得原価の算定にあたっては、一般の交換取引における場合と同様、対価の形態にかかわらず、支払対価となる財の時価で算出される。これは、取得した純資産の時価と、支払いの対価となる財の時価が等価であることを前提とした考え方である。このとき、支払対価が現金である場合には特に問題ないものの、現金以外による場合には、より高い信頼性をもって測定可能な時価を用いることになる。例えば、公開企業が自己の株式を交付することにより非公開企業の純資産を取得した場合は、非公開企業の純資産の時価と比べ、公開企業株式の時価の方がより高い信頼性があると考えられることから、取得原価の算定にあたっては公開企業株式の時価が基礎とされる。

株式の交換による取得の場合において、市場価格のある取得企業などの株式が取得の対価として交付されるときは、原則として、結合の主要条件が合意されて公表された日の直前数日間の株価を基礎に取得原価が算定される。これは合意内容が公表された後の株価変動には、本来の事業価値とは関係しない影響が混在している可能性があるためである。ただし、株式交付日の株価が結合の主要条件が合意されて公表された日の直前数日間の株価と大きく異なる場合には、交付日の株価を算定基礎とすることもできるとされた。

先に述べたように、取得と判定された企業結合の取得原価算定にあたっては、取得した純資産の時価と、支払いの対価となる財の時価を等価と考えるのが通常であるが、市場価格のある取得企業の株式が取得の対価として交付される場合には、両者の測定日に時間的差異が存在することになる。すなわち、取得した純資産の時価が結合日を基礎として算定されるのに対し、支払いの対価となる財の時価は結合の主要条件が合意されて公表された日の直前数日間が基礎とされる。この結果、合意内容が公表されてからの時価の変動をのれんとして会計処理する必要が生じ得る。

また、取得と判定された企業結合に要した支出額のうち取得原価に含まれるものは、取得の対価性が認められる「外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等」に限られる。これは取得が等価交換取引であることを重視し、等価交換の判断要素として考慮した支出額だけを取得原価に計上するとの考え方に基づくものであるが、通常の資産の取得では取得に要した費用がすべて資産計上される場合が多く、これと比べると取得原価に計上できる範囲は狭められている。

このようにして算定された取得原価は、被取得企業から取得した資産および引き受けた

負債の時価を基礎として配分される。これは、交換取引により複数の資産・負債を一括して引き受けた場合に一般的に行われている方法と同様の考え方である。

配分の単位となる、結合日時点において識別可能な資産や負債は、結合日前の被取得企業の貸借対照表に計上されていたかどうかは問題とされない。このため、例えば、被取得企業において繰延税金資産が計上されていなかった場合でも、結合後に回収可能性が高まったときには繰延税金資産として認識されることもあり得る。

さらに、取得した資産に、法律上の権利や、分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価をその無形資産等に配分することも認められている。

また、取得後、短期間で発生することが予測される費用や損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合は、負債として認識される。これには事業構造改革引当金、事業再構築引当金など、いわゆるリストラクチャリング引当金が含まれる。これは対象となった費用や損失が短期間で発生し、期間損益をゆがめることに配慮した規定である。

取得原価の配分は、本来、結合日以後の中間決算や年度決算前に完了させる必要があるが、それが困難な場合も想定できることから、結合日後 1 年以内に完了すればよいとされた。この場合における中間決算や年度決算では、暫定的な会計処理が行われることになる。

### c. のれんの会計処理

のれんとは、「被取得企業または取得した事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額」のことである。

公開草案では、のれんは 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法<sup>8</sup>により規則的に償却することとされた。償却期間については、現行の連結財務諸表規則と整合的に定められている。また、商法施行規則では、合併などにより取得したのれんについては 5 年以内に償却することが求められているため、公開草案の公表にあたり、会計基準の実施にあわせて商法施行規則の改正が行われることが適当との意見も添えられた。なお、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

さらに、のれんは規則的な償却を行うだけでなく、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用資産でもあるため、のれんの価値が損なわれた場合には減損処理が行われることになる。

わが国の公開草案では、米国基準や国際会計基準の公開草案で採用された「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」処理方法は採用されていない。不採用の理由は、のれんが超過収益力を表すと見た場合に、競争の進展によって通常観察される価値の減価を無視することになってしまうことや、たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されて

<sup>8</sup> 「その他の合理的な方法」について公開草案では具体的な記述がない。今後、会計基準の確定段階ないし適用指針の策定段階で明確化されることが望まれる。

いるため、のれんを償却しなければ追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなってしまうという問題点に加え、実務的にも厳格で適用可能なのれん価値の評価方法を確立することが難しいと判断されたためである。

また、これと反対に、被取得企業または取得した事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額に不足した場合には、その不足額は「負ののれん」と呼ばれる。

負ののれんの会計処理方法は、正の値であるのれんの会計処理方法と対称をなす形で定められた。すなわち、負ののれんは負債に計上し、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で定期的に償却する。ただし、負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することができる。

負ののれんについては、パーチェス法の適用にあたり取得原価を決定するうえで不備があったとみなし、非流動資産に比例的に配分するという考え方や、認識不能な債務やバーゲン・パーチェス（公正価値より低額でなされた取得）と位置付け、発生時に利益計上するという考え方もあるが、採用されていない。ただし、負ののれんが多額に生じる場合で、土地など時価の算定を一義的に行うことが困難な資産が識別可能資産に含まれているときには、当該土地などに合理的に配分することも認められており、前者に近い考え方が一部に取り込まれている。

#### **(4) 持分の結合の会計処理**

##### **a. 資産、負債、資本の引き継ぎ**

企業結合が持分の結合と判定された場合には、持分プーリング法が適用され、すべての結合当事企業の資産、負債がその帳簿価額で結合後も引き継がれる。資本についても、資本金、資本剰余金、利益剰余金といった内訳が、自己株式の処理などを除き、原則としてそのまま引き継がれることになる。

株式交換または株式移転の場合には、結合後企業の個別財務諸表における資本の構成が各結合当事企業において計上されていた資本の部の合算と異なる場合があるが、このような場合でも、連結財務諸表上は、各結合当事企業の資本の構成が引き継がれる。

また、吸収合併により自己株式が生じた場合には、消滅会社が結合前に保有していた存続会社株式は、適正な帳簿価額で資本の部から控除される。

##### **b. 結合年度の連結財務諸表等**

持分プーリング法が適用される場合には、結合年度の連結財務諸表に限り、期首に結合が行われたとみなして損益を合算する処理を行う必要がある。諸外国の会計基準には、過年度の財務諸表を合算して修正再表示する処理が採用されている例があるが、わが国では見送られた。これは、有価証券報告書における開示が1年を単位として独立しており過年度の修正再表示の慣行がないことや、商法上の計算書類の確定が各結合当事企業を単位として行われることなどが考慮されたためである。ただし、この方法によれば、投資家など

にとって企業業績の比較が極めて困難になるという難点がある。

また、結合年度の連結損益計算書においては、結合前に行われた結合当事企業間の取引や、それらの取引から生じた損益は未実現損益の処理に準じて、原則として消去される。一方、個別財務諸表においてはこうした処理は求められておらず、結合日後の損益を合算することになると考えられる。

各結合当事企業は結合前には独立して事業を営んでおり、それぞれが採用している会計処理が統一されていないこともあり得る。このような場合には、結合後の企業の財政状態や経営成績を適切に示すため、適切と考えられる方法に統一する必要がある。適切と考えられる方法の判断は、連結財務諸表における親子会社間の会計処理の統一に準じて、同一の環境下で行われた同一の性質の取引については会計処理を統一することが適当であるとされている。

また、結合に要した支出額については、パーチェス法が適用される場合と異なり、発生時に費用として処理される。これは、持分プーリング法が適用される企業結合においては、こうした支出額が結合の対価を構成するものではないと考えられるためである。

### **c. ジョイント・ベンチャーの形成**

前述の通り、ジョイント・ベンチャーの形成は持分の結合として取り扱われるため、持分プーリング法に準じた会計処理が行われる。すなわち、資本の内訳の引き継ぎ方法と結合年度の連結財務諸表の作成に係る規定を除き、持分プーリング法と同一の処理がなされることになる。

具体的には、ジョイント・ベンチャーを共同支配する企業が、ジョイント・ベンチャーの形成にあたって事業を移転した場合には、移転した事業に係る資産および負債の移転直前の適正な帳簿価額に基づいて、ジョイント・ベンチャーに対する投資の取得原価が算定される。

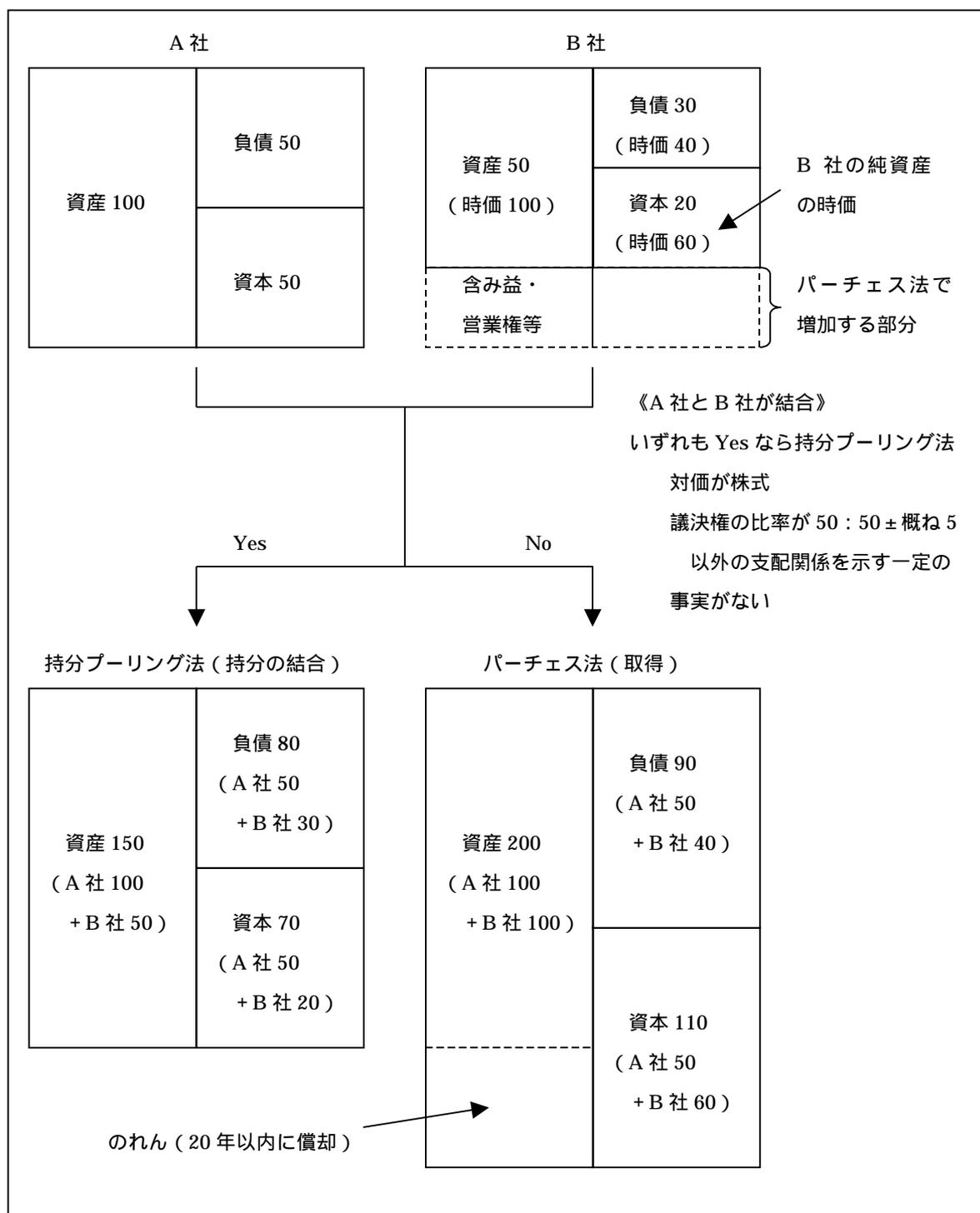
持分プーリング法の規定のうち、資本の内訳の引き継ぎ方法が適用を除外されているのは、事業移転会社における投資勘定の処理が中心となり、ジョイント・ベンチャーの形成にあたって資本勘定が変動することがないためである。

また、結合年度の財務諸表を期首に結合が行われたとみなして作成するとの規定が除外されたのは、ジョイント・ベンチャーの形成においては、移転した事業に係る資産および負債の純資産額を、事業移転日にその適正な帳簿価額でもってジョイント・ベンチャーに対する投資勘定に振り替えることになるためである。

ジョイント・ベンチャーへの持分法の適用に際して、ジョイント・ベンチャーへの投資と、ジョイント・ベンチャーの資本のうち投資会社の持分比率に対応する部分との差額は処理されない。例えば、A社とB社がそれぞれ60:40の帳簿価額の資産を投資してジョイント・ベンチャーを形成した場合で、契約においてA社とB社が対等とされ、株式も対等に割り当てられたときには、A社の投資60と持分比率に対応する50との差額10は連結調整勘定とされずに無視されることになる。

これまで述べてきたことをまとめると、企業結合の会計処理は以下の通りとなる(図表6)。

図表 6 : 企業結合の会計処理



(資料) 企業会計審議会「企業結合の会計処理」

## (5) 共通支配下の取引等の会計処理

共通支配下の取引とは、企業集団内における合併、吸収分割、現物出資等の取引である。共通支配下の取引は、親会社の立場からは企業集団内の移転取引であり、連結財務諸表上では内部取引としてすべて消去される。個別財務諸表においても、結合の前後で帳簿価額が相違することにならないよう、移転する資産および負債は原則として移転前の帳簿価額を引き継ぐ必要がある。

ただし、親会社と子会社が結合する場合において、子会社の資産および負債の帳簿価額を連結上修正しているときは、親会社が作成する個別財務諸表においては、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額により資産・負債を計上する。ここでいう修正後の帳簿価額とは連結上の簿価であり、連結調整勘定を含む。例えば、過去に親会社が子会社に資産を売却して資産売却益を計上している場合には、連結上では資産売却益は未実現利益として消去され、親会社の帳簿価額が連結上の簿価とされていると考えられるが、合併後の親会社の個別財務諸表においても、連結上の簿価により計上することになる。

共通支配下の取引により子会社が法律上消滅する場合には、子会社に係る子会社株式の帳簿価額は、資産および負債の移転による増加資本から控除しなければならない。

なお、少数株主との取引は、企業集団を構成する子会社の株主と、この子会社を支配している親会社との間の取引であり、親会社の立場からは企業集団内の取引ではなく外部取引となる。したがって、親会社が子会社株式を少数株主から追加取得した場合には、個別財務諸表上、子会社株式の取得原価は当該株式の時価ないし支出した対価となる財の時価で算定される。

## (6) 開示

のれんは無形固定資産の区分に表示される。一方、負ののれんが生じた場合には固定負債の区分に表示される。のれんと負ののれんがともに生ずる場合には、相殺して表示することができる。なお、連結調整勘定や営業権のうちのれんに相当するものは、その性格に鑑みた結果、のれんや負ののれんに含めて表示されることとされた。

また、公開草案には注記事項として以下のものが掲げられている（図表7）。

**図表 7：注記事項**

パーチェス法を適用した場合（重要性が乏しい場合はその旨を注記することにより省略可）

被取得企業の名称および事業の内容、結合を行った主な理由、事業を取得した場合は相手企業の名称および取得した事業の内容、結合日、結合の法的形式、結合後企業の名称および取得した議決権比率

財務諸表に含まれている被取得企業または取得した事業の業績の期間

被取得企業または取得した事業の取得原価およびその内訳。株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率、交付または交付予定の株式数および評価額、その評価額の算定根拠。当該算定にあ

たり例外的な取り扱いによった場合は、その旨およびその理由。

発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

結合日に受け入れた資産および負債の額およびその主な内訳

結合契約に規定される条件付取得対価<sup>9</sup>の内容およびそれらの今後の会計処理方針

取得原価のうち研究開発費等に配賦され費用処理された金額およびその科目名

取得原価の大部分がのれん以外の無形資産に配分された場合には、のれん以外の無形資産に配分された金額およびその主要な種類別の内訳、全体および主要な種類別の加重平均償却期間

取得原価の配分が完了していない場合は、その旨およびその理由。結合年度の次年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合は、その修正の内容および金額

連結財務諸表を作成しない場合において、取得企業が存続会社と異なる企業結合に持分プーリング法に準じた処理方法を適用したときは、パーチェス法を適用したとした場合に貸借対照表および損益計算書に及ぼす影響の概算額。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

持分プーリング法を適用した場合（ジョイント・ベンチャーもこれに準じる）

結合当事企業の名称およびその事業の内容、結合の目的、結合日、結合の法的形式および結合後企業の名称

議決権付普通株式の交換比率、交付または交付予定の株式数、結合後の議決権比率および当該結合を持分の結合と判定した理由

個別財務諸表に含まれる被結合企業の業績の期間

被結合企業から引き継いだ資産、負債および資本の内訳

会計処理方法の統一および結合前の取引等の消去の内容ならびに結合に要した支出額およびその科目名

企業結合の結果、処分することが決定された重要な事業

共通支配下の取引等（重要性が乏しい場合はその旨を注記することにより省略可。またジョイント・ベンチャーを共同支配する企業は下記 および に準じる

結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

実施した会計処理の概要

子会社株式を追加取得した場合には、上記パーチェス法を適用した場合の 、 、 、 に準ずる事項

（資料）企業会計審議会「企業結合に係る会計基準（案）」

<sup>9</sup> 結合契約において定められる、結合契約締結後の将来の特定の事象または取引の結果に依存して追加的に交付または引き渡される財を指す。

なお、貸借対照表日後に完了した企業結合が、重要な後発事象に該当する場合には、これに準じて注記を行う必要がある。

#### (7) 実施時期

公開草案は、2006年4月1日以後開始する事業年度から本基準が実施されるよう措置することが適当であるとしている。これによれば、3月決算の会社の場合、2006年4月1日以降に実施されたすべての企業結合が本基準に基づいて会計処理されることになる。

### 6. おわりに

これまで見てきたように日本の企業結合会計の草案は、持分プーリング法の存続やのれんの定時償却などの点で、米国やIASBとは一線を画すものとなっている。

公開草案が持分プーリング法を存続させたことは、対等合併の精神を強調することの多いわが国の企業風土に配慮したものである。ただし、過去10年間に行われた公開会社同士の結合に公開草案の議決権比率の要件を当てはめると、50:50 プラスマイナス5以内を満たすものは全体の1割弱にとどまっており、実質的には持分プーリング法を適用できるケースは極めて限定されていることが分かる。

また、のれんを償却資産としたことは、自己創設ののれんの計上を否定する従来の考え方との一貫性を維持し、他の会計制度との整合性を維持する観点から大きな意味を持つ。このことは、FASBの最初の公開草案ではのれんが償却資産とされていたことを考えても明らかであろう。

一方で、最近の会計制度整備に向けた努力にもかかわらず、わが国の動きに対する海外の目は厳しい。例えば、国際会計士連盟や世界銀行を主体としたワーキング・グループである会計開発国際フォーラム(IFAD)が2003年2月に公表した報告書では、調査対象となった59か国・地域のうち、わが国は会計基準の国際的な統一化に否定的な国として、アイスランド、サウジアラビアと並んで名指しで批判されている。

今回示された公開草案は最近の海外の潮流とはやや様相を異にするものであり、これが日本の会計制度に対する批判の一要因として加わる可能性は否定できない。しかし、この基準が厳格に適用されるならば、かつて米国で見られたような持分プーリング法の乱用を回避するとともに、批判を覆すことも可能であろう。あわせて、海外に向けた的確な情報発信を行い、公開草案が立脚しているわが国の基本的認識への理解を浸透させるべく努力を怠ってはならない。

以上

#### 【参考文献】

- ・みずほ総合研究所「企業再編の実務 第2版」東洋経済新報社、2003年
- ・中央経済社「旬刊経理情報」2003年10月10日号